委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
		市区町村長等	
2. 都道府県名	和歌山県		
3. 市区町村名	かつらぎ町		
4. 届出番号	6		
5. 独自利用事務の事例番 号	94-2		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.katsuragi.wakayama,jp/010/20170330193417.html		

執行機関名 かつらぎ町長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	汀護保険法による保険紹竹の文紹、地域文援事業の美施文は保険料の徴収 に関する事数でなって主致安全で定めるもの。	かつらぎ町社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る 利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成27年かつらぎ町告示第153号)による 利用者負担額軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第8の項 かつらぎ町社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成27年かつらぎ町告示第153号)による利用者負担額軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所		かつらぎ町社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る 利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成27年かつらぎ町告示第153号)第1条

	及び療養上の管理での他の医療を要する有等について、これらの有が导麻を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連典の理会に其べき企業保険制度を設け、その行う保険給付等に関して	第1条 この告示は、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が、 <u>低所得者で特に生計が困難である者</u> (以下「生計困難者」という。)及び生活保護受給者の利用者負担額の軽減(以下「軽減」という。)を行ったとき、その軽減の一部を町が助成すること等により、生計困難者及び生活保護受給者の生活の安定を図り、もって介護保険制度の円滑な運用を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		かつらぎ町社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る 利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成27年かつらぎ町告示第153号)